

証券コード 3140
2023年9月12日
(電子提供措置の開始日 2023年9月5日)

株主各位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー36階
B R U N O 株式会社
代表取締役社長 森 正人

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://bruno-inc.com/?pg=investor&wm=archive&bm=stockholders>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に当社名、又は「コード」に当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

電磁的方法（インターネット）または書面によって議決権を行使することが出来ませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年9月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

また、当日は、お土産はご用意しておりませんので、予めご了承の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年9月27日（水曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
（会場が前回と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第28期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案 剰余金配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2023年9月26日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、又はスマートフォンによる場合は議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をご利用のうえ、画面の案内に従い、2023年9月26日（火曜日）午後6時までには賛否をご入力ください。なお、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。詳細につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

(3) インターネット及び書面による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

(4) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集通知をご持参いただけますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - [事業報告] 主要な営業所及び店舗、会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、剰余金の配当等の決定に関する方針
 - [計算書類] 株主資本等変動計算書、個別注記表したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願いいたします。

1. インターネットによる議決権行使方法

- (1) パソコンまたはスマートフォンから当社が指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)において行使可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分まではシステムメンテナンスのため取り扱いを休止します。)
- (2) 上記議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (3) スマートフォンによる方法として、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。
スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記1. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
- (4) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には「仮パスワード」の変更（新しいパスワードの登録）をお願いいたします。
- (5) 議決権行使は、2023年9月26日（火曜日）午後6時まで可能ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。

2. 留意事項

- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネットの利用環境、スマートフォンの機種等によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございます。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行（株） 証券代行部（ヘルプデスク） 電話（受付 9：00～21：00） 0120-173-027（通話料無料）

事業報告

(自 2022年7月1日
至 2023年6月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、2023年3月22日付で連結子会社であった株式会社シカタの全株式を譲渡したことに伴い、第2四半期累計期間までは連結決算でありましたが、第3四半期累計期間より非連結決算へ移行いたしました。

当事業年度（自2022年7月1日 至2023年6月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へ移行し、移動制限の緩和等が行われたことにより、経済活動は個人消費を中心に緩やかに上向きに転じています。一方、仕入価格の高止まりや、急激な円安の進行等により、国内外における経済の先行きは依然として不透明な状態が続いております。

このような状況のなか、当事業年度における売上高につきましては、年末商戦においては福袋が完売するなど好調に推移していましたが、春先以降、外出機会の増加から、トラベル商品、水筒・ボトル等アウトドア関連商品は売上を伸ばす一方、キッチン家電商品においては、巣ごもり需要が落ち着きを見せたことから、売上を伸ばすことはできませんでした。また海外販売においては、これまで中華圏の販売は代理店に販売戦略を任せて進めてまいりましたが、さらなる売上拡大を図るため直接販売に切り替えるための準備をしており、切り替えの段階において一時的に売上が下がりました。『BRUNO』ブランド商品の売上高は今年になって発売した焼肉やグリル料理で気になる油はねや煙・ニオイの悩みを解決した新しいホットプレート「グリルホットプレート」も売上に貢献いたしました。『BRUNO』の売上高は前期比87%にとどまりました。

トラベル商品ブランド『MILESTO』は、旅行需要の回復や出張機会の増加等により、「キャリア」や「トラベルバッグ」など各種トラベル関連商品の売上が伸び、『MILESTO』の売上高は前期比126%と拡大しました。

これらの結果として、当社の売上高は11,298百万円となりました。

営業利益につきましては、倉庫統合等コスト削減に努め、前期に比べて4億円ほどコストを削減いたしました。記録的な円安、原油・原材料高に起因する原価率上昇の影響などもあり、358百万円となりました。

経常利益につきましては215百万円、当期純利益につきましては、子会社株式売却益301百万円、及び、組織再編により引き継いだ株式会社HAP i N Sの繰越欠損金に係る繰延税金資産の認識に伴い法人税等調整額（利益）162百万円を計上し

たことなどにより、632百万円となりました。

セグメントの業績は以下の通りであります。

住関連ライフスタイル商品製造卸売事業は、当社卸売販売におきまして、国内販売においては、販路拡大を進めている量販店の売上が拡大、またTV通販・SPの売上も前年を上回りました。Eコマース販売を主とする得意先および専門店を有する得意先につきましては巣ごもり需要の落ち着きから売上は減少しました。また海外販売は、前述の通り中華圏における販売体制の見直し等の影響もあり売上が減少いたしました。結果として住関連ライフスタイル商品製造卸売事業の売上高は5,572百万円、営業利益は781百万円となりました。

住関連ライフスタイル商品小売事業は、Eコマース販売において、ギフトカタログの販売を開始し、好調に推移しております。また、コラボレーション企画商品、新規向けの広告を強化するなど各種施策を実施いたしました。一方、楽天、Amazon等のモールサイトは巣ごもり需要が一段落したこともあり売上は減少、結果としてEコマース販売の売上高は前期比86%と下回りました。直営店販売においては、店舗数の減少により売上高は前期比94%と下回りましたが、ギフト売上の増加により「カタログ」「水筒・ボトル」関連の売上が拡大。旅行需要の回復や出張機会の増加により、「キャリア」や「トラベルバッグ」など『MILESTO』のトラベル関連商品の売上が拡大、外国人客の売上も伸びたことにより、多くの既存店売上高は前年を上回り、また一時閉店しておりましたトラベルショップミレスト成田国際空港店も2023年2月より営業を開始いたしました。これらの結果として、住関連ライフスタイル商品小売事業の売上高は5,588百万円、営業利益は725百万円となりました。

デザイン事業においては、売上高は137百万円、営業利益は137百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は、94百万円であります。

その主な内訳は、内装設備（0百万円）及び新商品開発に伴う金型（93百万円）となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、経済活動再開の動きがみられるものの、依然として先行き不透明な状況にあり、急激な円安や、原油・原材料価格の高騰など、仕入価格に大きな影響を受ける製造業には厳しい状況となっております。

このような状況の中、当社グループは売上高150億円、営業利益10億円、経常利益8億円、親会社株主に帰属する当期純利益6億円を見込んでおります。

売上高においては旅行需要の回復に伴いトラベル商品『MILESTO』の売上が期待できるとともに、『BRUNO』ブランド商品において、家外でも使用できるようなキッチン関連商品及び当社の強みである高いデザイン性を活かした美容家電・雑貨に新規参入することで、今後もより一層売上が期待できると考えております。また、増加基調が続いている外国人観光客によるインバウンド売上も大きく伸ばしております。加えて、これまで実施してきた物流改善等によるコスト削減効果により利益改善ができるものと考えております。今後の商品戦略においては、当社の強みである商品企画及びデザイン力を活かし、コラボレーション商品の開発、販路別の商品開発による販売機会の拡大を進めてまいります。さらに、新たなカテゴリーとして本格進出する美容家電分野につきましては、子会社化する株式会社ジャパングャルズ美容家電分野の技術力と当社のデザイン力・ブランド力・マーケティング力を活かし、市場にインパクトのある商品開発を行ってまいります。

また、今後の販路戦略は、海外販売におきましてこれまでの代理店中心の販売から、当社主導でマーケティングを立案・実施する体制へ転換し、海外市場におけるブランド力強化、模倣品対策等の管理面の強化により飛躍的に売上を伸ばしてまいります。これまで大幅に売上拡大してきたEコマースにおいては、既存顧客の購入回数を増やすために、顧客管理を強化し適切な情報発信等の施策を実施することで売上拡大を図ってまいります。マーケティング関連では、『BRUNO』、『MILESTO』のブランド認知向上のために、効果的な広告宣伝・販売促進を見極め、戦略的に進めてまいります。

以上の成長戦略を実行し、粗利率の高い自社オリジナル商品の売上拡大を図ることで、収益拡大に取り組んでまいります。

なお、当社は、2023年7月28日付「株式会社ジャパングャルズの株式取得（子会社化）による美容家電分野への本格参入に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、2023年7月31日付で株式会社ジャパングャルズを子会社化いたしました。これに伴い、2024年6月期第1四半期より連結決算へ移行いたします。

2024年6月期の連結業績に関しては、2023年8月14日に開示いたしました「連

結決算への移行に伴う連結業績予想の公表に関するお知らせ」もご参照ください。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第 25 期 2020年 6 月期	第 26 期 2021年 6 月期	第 27 期 2022年 6 月期	第 28 期 (当事業年度) 2023年 6 月期
売上高 (百万円)		10,837	12,738	12,356	11,298
経常利益 (百万円)		432	903	831	215
当期純利益 (百万円)		162	420	478	632
1株当たり当期純利益 (円)		11.36	29.33	33.38	44.08
総資産額 (百万円)		8,711	7,571	7,686	8,263
純資産額 (百万円)		4,117	4,481	4,910	5,477
1株当たり純資産額 (円)		287.06	312.45	342.39	381.87

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社はR I Z A Pグループ株式会社であり、当社の普通株式を7,728,000株(持株比率53.8%)所有しております。当社は親会社に住関連ライフスタイル商品を販売するなどの取引を行っております。当社と親会社は役員の間で兼務等の関係があります。

当社と親会社の主な取引としては、当社は同社に短期貸付金として資金の貸付を行っているとともに、金融機関からの一部の借入に対し、同社より債務保証を受けております。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題ないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

事業部門	主要製品・事業内容
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	住関連ライフスタイル商品（時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等）の卸売事業
住関連ライフスタイル商品小売事業	住関連ライフスタイル商品（時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等）の直営店及びEコマースによる小売事業
デザイン事業	商品関連、住空間関連等のコンセプト・デザインの企画・作成

(8) 従業員の状況 (2023年6月30日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
272 [75]	37.4	7.7	4,257,826

セグメントの名称	従業員数(名)
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	35 [1]
住関連ライフスタイル商品小売事業	169 [68]
デザイン事業	— [—]
その他管理部門	68 [6]
合計	272 [75]

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 デザイン事業については、当該業務を専属に従事する従業員がいないことから、人数を記載しておりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社りそな銀行	664
株式会社みずほ銀行	608
株式会社商工組合中央金庫	339
株式会社徳島大正銀行	225

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,968,000株
 (2) 発行済株式総数 14,717,350株
 (3) 株主数 30,022名
 (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
R I Z A P グ ル ー プ 株 式 会 社	7,728,000	53.88
松 原 元 成	46,100	0.32
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	23,300	0.16
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	11,100	0.07
三 津 寛 子	10,000	0.06
星 野 智 則	7,100	0.04
丸 山 定 雄	7,000	0.04
篠 原 信 一 郎	6,400	0.04
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	6,000	0.04
ABN AMRO Clearing Bank N.V., Singapore Branch	5,900	0.04

(注) 1 当社は、自己株式(374,715株)を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2 持株比率は、自己株式(374,715株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	森 正 人	
取締役	小 野 聡	ライブラ法律会計事務所 所長
取締役	鎌 谷 賢 之	RIZAPグループ株式会社 取締役 経営企画統括 MRKホールディングス株式会社 取締役 夢展望株式会社 取締役
取締役	塩 田 徹	RIZAPグループ株式会社 常務取締役 事業・管理統括、社長室長、REXT事業統括、RIZAPビジネスイノベーション統括 RIZAP株式会社 取締役 MRKホールディングス株式会社 取締役 SDエンターテイメント株式会社 取締役 RIZAPビジネスイノベーション株式会社 代表取締役社長 REXT Holdings株式会社 代表取締役会長 兼社長執行役員 REXT株式会社 代表取締役会長 兼社長執行役員 RIZAPテクノロジーズ株式会社 代表取締役会長 夢展望株式会社 代表取締役会長 健康コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長
取締役	有 信 勝 宏	RIZAPグループ株式会社 財務部長 一新時計株式会社 取締役 株式会社アンティローザ 取締役 RIZAPインベストメント株式会社 監査役
常勤監査役	濱 田 俊 一	
監査役	岩 城 健	岩城税理士事務所 代表
監査役	榎 本 一 久	弁護士法人東京表参道法律会計事務所 代表社員 株式会社クリアスライフ 監査役 フォーライフ株式会社 監査役 株式会社エイスリー 監査役 InstaVR株式会社 監査役

- (注) 1 取締役小野聡氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2 監査役濱田俊一氏、岩城健氏及び榎本一久氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3 監査役岩城健氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4 取締役小野聡氏及び監査役榎本一久氏は、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

- 5 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。職名は、2023年6月末時点のものであります。

役 名	氏 名	職 名
常務執行役員	星 野 智 則	商品統括部長
常務執行役員	松 原 元 成	経営情報部長
執行役員	佐 々 木 衛	コンプライアンス部長
執行役員	小 林 寛 幸	営業統括部長
執行役員	張 新 甲	海外事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各業務執行取締役等でない取締役及び各監査役は、当社定款第28条第2項及び第37条第2項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額まで責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しておりましたが、2021年11月1日付けで、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社が締結する役員等賠償責任保険の記名子会社となり、当社の取締役、執行役員、管理職従業員等が当該保険契約の被保険者に含まれたことから、2021年11月12日付けで、当社が締結していた役員等賠償責任保険契約を解約しております。

上記いずれの保険契約においても、当社の取締役、執行役員、管理職従業員等が当該保険契約の被保険者に含まれ、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとされております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針といいます。）を決議しております。

各取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその決定を委任するものとし、代表取締役社長森正人は決定方針に

則って、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとしております。一任する理由は、当社全体の業績等を俯瞰して各取締役の評価を行うのは代表取締役が適任であると判断したためであります。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については報酬等の決定方法および内容が決定方針に整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の概要は以下のとおりであります。

<基本方針>

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

<基本報酬>

基本報酬は、毎年1回、一定の時期に、1年間の総額を決定し、12分割のうえ毎月1回支給する固定報酬とし、役位、職責、在任年数、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、決定方針の実現を図る観点から総合的に勘案して決定するものとしております。

<業績連動報酬>

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、具体的には、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を翌年度の基本報酬に加算して支給するものとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう当該計画の策定時に設定し、適宜、経営環境の変化および社会情勢等に応じて見直しを行うものとしております。

<非金銭報酬>

該当事項ありません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2008年9月26日開催の第13回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の報酬限度額は、2008年9月26日開催の第13回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の 種類別の 総額 (千円)	支給人員 (名)
		基本報酬	
取締役 (うち社外取締役)	37,102 (6,976)	37,102 (6,976)	2 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9,056 (9,056)	9,056 (9,056)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	46,158 (16,032)	46,158 (16,032)	5 (4)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役小野聡氏は、ライブラ法律会計事務所所長を兼務しております。兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役岩城健氏は、岩城税理士事務所代表を兼務しております。兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役榎本一久氏は、弁護士法人東京表参道法律会計事務所の代表社員並びに株式会社クレアスライフ、フォーライフ株式会社、株式会社エイスリー及びInstaVR株式会社の監査役を兼務しております。各兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小野 聡	当事業年度開催の19回の取締役会の全てに出席しております。弁護士としての専門的な見地から、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立した立場に立った忌憚のないご意見をいただくなど、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化等につながる社外取締役に求められる役割・責務を充分に発揮しております。
常勤監査役	濱田 俊一	当事業年度開催の19回の取締役会の全てに出席し、13回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岩城 健	当事業年度開催の19回の取締役会のうち16回に出席し、13回の監査役会のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	榎本 一久	当事業年度開催の19回の取締役会のうち17回に出席し、13回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

本事業報告中の記載数字については、表示単位未満を切り捨てております。

貸借対照表

2023年6月30日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,642	流動負債	2,254
現金及び預金	3,089	支払手形	154
受取手形	161	買掛金	319
売掛金	931	短期借入金	1,203
商品及び製品	2,297	1年内返済予定の長期借入金	131
原材料及び貯蔵品	39	未払払金	298
前渡金	81	リース債務	3
前払費用	117	未払費用	20
未収還付法人税等	490	前受金	0
短期貸付金	400	預り金	14
返品資産	4	未払消費税等	32
その他の	31	賞与引当金	25
貸倒引当金	△3	リコール損失引当金	1
固定資産	620	契約負債	42
有形固定資産	77	その他の	7
建物	26	固定負債	531
工具、器具及び備品	37	長期借入金	503
リース資産	0	リース債務	4
その他の	13	その他の	24
無形固定資産	82	負債合計	2,786
のれん	32	(純資産の部)	
ソフトウェア	15	株主資本	5,477
リース資産	4	資本金	1,509
商標	27	資本剰余金	1,818
意匠	1	資本準備金	1,818
その他の	0	利益剰余金	2,231
投資その他の資産	460	その他利益剰余金	2,231
出資金	0	繰越利益剰余金	2,231
破産更生債権等	14	自己株式	△82
長期前払費用	7		
繰延税金資産	320		
その他の	131		
貸倒引当金	△14	純資産合計	5,477
資産合計	8,263	負債純資産合計	8,263

損 益 計 算 書

自 2022年7月1日 至 2023年6月30日

(単位：百万円)

科目	金額	
売 上 高		11,298
売 上 原 価		6,109
売 上 総 利 益		5,189
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,830
営 業 利 益		358
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
為 替 差 益	12	
そ の 他	8	24
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26	
株 主 関 連 費 用	111	
そ の 他	29	168
経 常 利 益		215
特 別 利 益		
子 会 社 株 式 売 却 益	301	
そ の 他	0	301
特 別 損 失		
減 損 損 失	29	
そ の 他	1	30
税 引 前 当 期 純 利 益		486
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		16
法 人 税 等 調 整 額		△162
当 期 純 利 益		632

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月25日

BRUNO株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西村 健太 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、BRUNO株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年7月28日開催の取締役会において、株式会社ジャパンギャルズの全株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結するとともに、2023年7月31日付で株式会社ジャパンギャルズの全株式を取得し、会社の完全子会社とした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月29日

BRUNO株式会社 監査役会
常勤監査役 濱田 俊一 ㊟
監査役 岩城 健 ㊟
監査役 榎本 一久 ㊟

注：監査役全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円
総額 金57,370,540円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年9月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、その他字句の修正等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式 (株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続きおよび手数料等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、13名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法等)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式 (株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き及び手数料等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、13名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 当会社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法等)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の残任期間と同じとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(役付取締役) 第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。 2. 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集手続) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の前全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役) 第21条 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第22条 社長は、当会社を代表し、<u>当</u>会社の業務を統轄する。 2. 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から<u>当</u>会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集手続) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第29条 当会社は監査役及び監査役会を置く。 (監査役の員数) 第30条 当会社の監査役は5名以内とする。 (監査役の選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 (監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。 (常勤監査役) 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集手続) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の報酬等) <u>第36条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の設置) <u>第30条 当社は監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集手続) <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) <u>第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第34条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 当社は、第28回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第28回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお当該定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（5名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	もり まさと 森 正人 (1954年11月18日)	1979年4月 住友化学工業株式会社入社 1982年4月 株式会社マックス入社 1993年10月 同社 取締役 2002年7月 株式会社富士薬品入社 2004年1月 カルフール・ジャパン株式会社入社 2005年1月 株式会社ライダーズ・サポート・カンパニー入社 2005年3月 同社 代表取締役 2008年8月 健康コーポレーション株式会社（現 RIZAPグループ株式会社）事業推進部長 2009年3月 株式会社弘乳舎 監査役 2009年6月 健康コーポレーション株式会社（現 RIZAPグループ株式会社）取締役 2013年9月 当社取締役 2014年9月 当社代表取締役社長（現任） 2018年4月 株式会社シカタ 取締役 2018年5月 同社 代表取締役会長 2019年1月 RIZAPグループ株式会社 執行役員 2020年6月 同社 上級執行役員	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	しお た てつ 塩 田 徹 (1973年8月21日)	<p>2015年4月 パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社(現 PHCホールディングス) 入社 人事部長、総務部長、CEOオフィス部長</p> <p>2020年6月 RIZAPグループ株式会社 取締役</p> <p>2020年6月 堀田丸正株式会社 取締役(現任)</p> <p>2020年6月 MRKホールディングス株式会社 取締役(現任)</p> <p>2020年9月 当社 取締役(現任)</p> <p>2020年12月 SDエンターテイメント株式会社 取締役(現任)</p> <p>2022年4月 RIZAPグループ株式会社 取締役 国内事業・マーケティング・人事・DX統括、社長室長、RIZAP事業統括、REXT事業統括</p> <p>2022年4月 RIZAPビジネスイノベーション株式会社 代表取締役社長(現任)</p> <p>2022年6月 RIZAPテクノロジーズ株式会社 代表取締役会長(現任)</p> <p>2022年9月 夢展望株式会社 代表取締役会長(現任)</p> <p>2022年9月 REXT Holdings株式会社 代表取締役会長兼社長執行役員(現任)</p> <p>2022年9月 REXT株式会社 代表取締役会長 兼社長執行役員(現任)</p> <p>2023年2月 健康コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長(現任)</p> <p>2023年6月 RIZAPグループ株式会社 取締役 事業全般・人事・経理財務統括、社長室長</p> <p>2023年7月 同社 常務取締役 事業・管理統括、社長室長、REXT事業統括、RIZAPビジネスイノベーション統括(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) RIZAPグループ株式会社 常務取締役 事業・管理統括、社長室長、REXT事業統括、RIZAPビジネスイノベーション統括 RIZAP株式会社 取締役 MRKホールディングス株式会社 取締役 SDエンターテイメント株式会社 取締役 RIZAPビジネスイノベーション株式会社 代表取締役社長 REXT Holdings株式会社 代表取締役会長 兼社長執行役員 REXT株式会社 代表取締役会長 兼社長執行役員 RIZAPテクノロジーズ株式会社 代表取締役会長 夢展望株式会社 代表取締役会長 健康コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	おの さとし 小野 聡 (1964年10月22日)	1989年4月 最高裁判所司法研修所入所 第43期司法修習生 1991年4月 第二東京弁護士会 弁護士登録 2006年4月 かつま法律事務所（現ライブラ法律会計事 務所）開設 所長（現任） 2019年9月 当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） ライブラ法律会計事務所 所長	0株

- (注)
- 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
 - 小野聡氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、小野聡氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であり、そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながることを期待し、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって4年であります。
 - 塩田徹氏及び小野聡氏とは、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額まで責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。
 - 当社は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社が締結する役員等賠償責任保険の記名子会社であります。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 - 森正人氏及び塩田徹氏は、現在又は過去10年間において当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社の業務執行者であり、各氏の当社における現在又は過去10年間の地位及び担当は、上記の略歴に記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	はまだしゅん いち 濱田 俊一 (1954年7月9日)	1979年4月 東京芝浦電気株式会社（現株式会社東芝） 入社 2012年6月 東芝トレーディング株式会社 常勤監査役 2014年8月 株式会社ジョイフルアスレティッククラブ 常勤監査役 2018年6月 株式会社02 常勤監査役 2019年9月 当社 常勤監査役（現任）	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	かま や たか ゆき 鎌 谷 賢 之 (1974年 7 月16日)	1997年 4 月 三洋電機株式会社 入社 2007年 4 月 同社 経営戦略部 担当部長（全社戦略担 当） 2009年 4 月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグ ループ） 入社 2009年 7 月 同社 社長室 シニアマネージャー（経営 戦略担当） 2014年 4 月 株式会社ナガセ 常務執行役員 2017年 1 月 RIZAPグループ株式会社 入社、グループ戦 略統括室長 2018年 5 月 同社 グループ管理本部長 2019年 4 月 同社 執行役員 経営企画本部長 2019年 6 月 株式会社ジーンズメイト 取締役 2019年11月 RIZAPグループ株式会社 執行役員経営企 画本部長 兼 財務経理本部長 2020年 4 月 同社 執行役員グループ経営企画・財務経 理統括 2020年 6 月 同社 取締役 2020年 7 月 当社 顧問 2020年 8 月 RIZAP株式会社 取締役 2020年 9 月 当社 取締役（現任） 2020年12月 MRKホールディングス株式会社 取締役（現 任） 2021年 3 月 RIZAPグループ株式会社 取締役 経営企 画・購買物流統括 2022年 5 月 同社 取締役 経営企画・経理財務・購買物 流統括 2022年 6 月 夢展望株式会社 取締役（現任） 2022年 7 月 RIZAPグループ株式会社 取締役 経営企 画・経理財務統括 2023年 6 月 同社 取締役 経営企画統括（現任） （重要な兼職の状況） RIZAPグループ株式会社 取締役 経営企画統括 MRKホールディングス株式会社 取締役 夢展望株式会社 取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	ふじはらたいすけ 藤原泰輔 (1968年9月11日)	1998年4月 株式会社テスコ 入社 1998年7月 株式会社イニシア・コンサルティング 入社 2002年6月 株式会社ビー・アンド・イー・ディレクションズ 入社 2002年9月 同社 取締役 2020年4月 高松大学経営学部教授 (現任) 2021年6月 SDエンターテイメント株式会社 社外取締役 (現任) 2022年6月 夢展望株式会社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 高松大学経営学部教授 SDエンターテイメント株式会社社外取締役 夢展望株式会社 取締役	0株

- (注)
- 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 濱田俊一氏及び藤原泰輔氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。また、濱田俊一氏及び藤原泰輔氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
 - 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由について
 - ① 濱田俊一氏はこれまで複数の企業の常勤監査役を歴任しており、その豊富な経験から、当社の取締役会に対する有益なアドバイスをいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について客観的及び中立的な監査を行っていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります
 - ② 藤原泰輔氏は、経営学を専門とする大学教授として企業の成長戦略の策定等の知見及び経験に基づき、独立した立場から当社の経営陣に対して客観的な視点で意見をいただくことで経営体制のさらなる強化・充実を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 濱田俊一氏、鎌谷賢之氏及び藤原泰輔氏とは、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額まで責任を限定する内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 鎌谷賢之氏は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社の取締役であります。また、親会社の子会社であるMRKホールディングス株式会社及び夢展望株式会社の取締役であります。なお、鎌谷賢之氏の過去10年間の親会社及び親会社の子会社における地位及び担当は上記のとおりであります。
 - 当社は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社が締結する役員等賠償責任保険の記名子会社であります。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。監査等委員である取締役として就任した場合、その任期は前任者の残存任期とします。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力が生じるものいたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
かた い 片 井 ふ み (1982年11月9日)	2008年12月 あずさ監査法人 2012年9月 株式会社フリークアウト 社外監査役 (2016年12月より社外取締役監査等委員) 2015年7月 株式会社ハウテレビジョン 社外監査役 2018年4月 株式会社WARC 監査役（現任）	0株

- (注)
1. 片井ふみ氏と当社との間に特別の利害関係はございません。
 2. 片井ふみ氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。同氏は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、有益な助言をいただけるものと期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
 3. 片井ふみ氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額まで責任を限定する内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社が締結する役員等賠償責任保険の記名子会社であります。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。片井ふみ氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の現在の取締役に対する報酬等の総額は、2008年9月26日開催の第13回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）としてご承認をいただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）といたしたく存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告12頁から13頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は1名）となります。

当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、本議案の内容は当該方針に沿っていること、並びにこれまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案して決定したものであることから、相当であるものと判断しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2008年9月26日開催の第13回定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、3名となります。

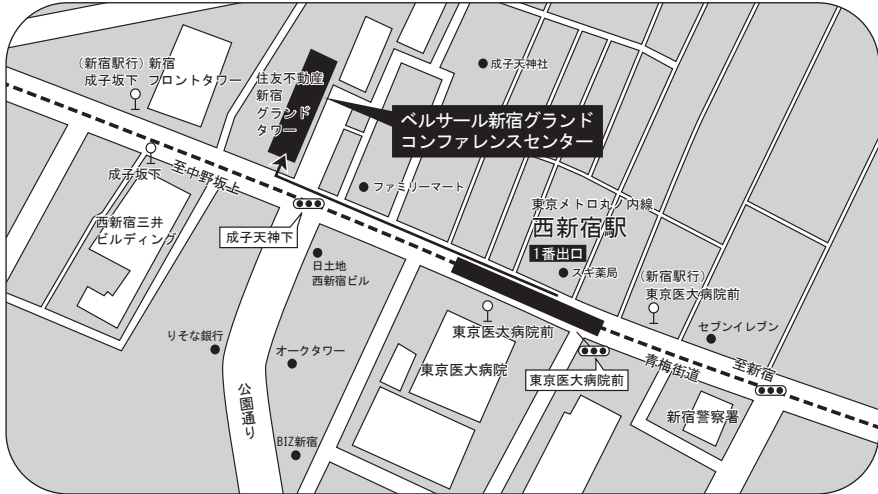
本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階



交通のご案内

東京メトロ丸ノ内線
都営地下鉄大江戸線
JR線・小田急線・京王線

西新宿駅1番出口より徒歩約3分
都庁前駅A5出口より徒歩約8分
新宿駅西口より徒歩約13分

(お願い)

会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。